

フリー走行利用約款

スパ西浦モーターパーク施設設置・管理者

伊藤レーシングサービス株式会社

第1条 規約の遵守

スパ西浦モーターパーク（以下「本施設」という）でのフリー走行に関し、
本施設の利用者（以下「利用者」という）は、本約款を遵守しなければならない。

第2条 利用時間ならびに利用料金

本施設の利用時間ならびに利用料金は以下の通りとする。

	フリー走行（50分/1枠）		
	夏季9：00～17：00		
	冬季9：00～16：00		
	4輪	2輪	カート
平日	6,490	5,280	5,280
土曜日・日曜日・祝日	8,360	6,490	6,490

第3条 本施設利用上の遵守事項

1 利用者は、本施設を利用するにあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 音量規定・・・走行中95dB未満
定置測定ナンバーなし車両105dB未満
(最高回転数の90%)
- ② フルフェイス型（4輪のみジェット型ヘルメット可）を着用すること。
- ③ レーシンググローブ（革製又は、難燃性のもの）
(指の出るものは不可)を着用すること。
- ④ 4輪走行においては、レーシングスーツ又は、長袖・長ズボン、
レーシングシューズ又は、運転に適した靴を着用すること。
- ⑤ 2輪走行においては、革製のレーシングスーツ又は、
革製のジャケット・長ズボン及びレーシングブーツを
着用すること。
- ⑥ 4輪走行においては、3点以上のシートベルトを装着すること。
但し、オープンカーにおいては、4点式のシートベルトを
装着すること。

- ⑦ オープンカーにおいては、ロールバーを装着すること。
 - i) 後方4点以上で、溶接又はボルト締めされてあること。
 - ii) JAF J項に準じたものを推奨する。
 - ⑧ 施設管理者の指示、指導を遵守すること。
- 2 利用者が前事項各号を遵守しないときは、施設管理者は利用者の本施設の利用を禁止することができる。

第4条 利用の中断・中止

- 1 本施設の利用中に事故又は、コーストラブルの発生、車両回収の必要、天候の悪化、その他施設管理者が安全管理上必要と判断した場合には、施設管理者は本施設の利用を一時中断・中止することができる。
- 2 前項において、本施設の利用を一時中断した場合には、施設管理者は、最長10分間に限り本施設の利用時間を延長することができる。
- 3 施設管理者が第1項に基づいて本施設の利用の中断・中止をした場合において、延長時間を含め、走行時間が25分以上となった場合については、利用料の払い戻しはせず、走行時間が延長時間を含めて25分に満たない場合には、以下の料金を払い戻す。
- ② ウォームアップ走行のみで利用が中止された場合は、全額返金。
 - ② 延長時間を含め、走行時間が25分未満（30分走行枠は15分未満）のときは、料金の半額返金。

第5条 施設破損の責任

利用者が本施設の設定や備品を破損した場合には、施設管理者に対し、当該修理に要する費用又は、備品調達に必要な費用を賠償する。

第6条 損害賠償の免責

本施設において利用者が被った損害については、コースの内外の別、レース中、レース外の別、物損、人損の別に関わらず、施設管理者・設置者ならびに、これらの従業員は一切の賠償責任を負わない。

第7条 個人情報の取得・第三者提供ならびに、報道に関する権利

- 1 施設管理者は、安全管理上の目的ならびに広告宣伝目的で、利用者ならびに利用車両を撮影し、走行状態を記録することができる。

- 2 利用者は前項の音声、写真、映像を施設管理者が外部のメディア等の第三者に提供することを同意する。
- 3 本施設内における音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版、電子メディアに関する権利は全て施設管理者に帰属し、利用者が本施設の取材、写真撮影をする場合には、施設管理者の承諾を得るものとする。

第8条 専属管轄

本約款に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。